

〇〇〇会規約

(名称及び事務所)

第 条 この会は、〇〇〇と称し、事務所は大沼郡昭和村大字〇〇字〇〇□□番地に置く。

(目的)

第 条 この会は、〇〇〇に関する活動を行い、〇〇〇に寄与することを目的とする。

(活動)

第 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の〇〇〇活動を実施する。

(1) 〇〇〇

(2) 〇〇〇

(会員)

第 条 この会の会員は、次の〇種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(会費)

第 条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 〇〇〇円

(2) 賛助会員 〇〇〇円

(退会)

第 条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

(役員)

第 条 この会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

(1) 会 長：会を代表し、その活動を総理する。

(2) 副会長：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 監査役：会の活動状況及び会計について監査を行う。

(総会)

第 条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

3 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第 条 この会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(委任)

第 条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。